

厚木市立あつぎ市民交流プラザ印刷機等利用サービス取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市立あつぎ市民交流プラザ（以下「プラザ」という。）に設置する印刷機及びコピー機を一般の利用に供するプラザ印刷機等利用サービス（以下「印刷機等利用サービス」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象)

第2条 印刷機等利用サービスを利用できる者は、プラザを利用する市民及び団体等で、資料等の印刷を希望する者（以下「希望者」という。）とする。

(印刷機の利用受付時間)

第3条 印刷機の利用受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、プラザ主管課長が認めた場合はこの限りでない。

(利用場所)

第4条 印刷機等利用サービスを利用する場所は、プラザの印刷室等とする。

(利用方法)

第5条 希望者は、自ら機器を操作し、印刷機等利用サービスを利用するものとする。

2 印刷機の印刷用紙は、希望者が持参するものとする。

3 印刷機等利用サービスで印刷できる原稿は、日本工業規格A列3番の大きさまでとする。

(利用に係る費用)

第6条 印刷機の利用に係る費用は、1原稿につき印刷枚数100枚まで50円とし、印刷枚数が100枚を超える場合にあっては、100枚印刷するごとに20円ずつ加算した額とする。また、誤製版による追加製版の場合は、1原稿につき30円を加算する。

2 コピー機の利用に係る費用は、1枚10円とする。（両面に複写した場合にあっては、20円）

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。